

令和4年3月22日

## 研究費不正根絶に向けた決意表明

東京海洋大学長  
井関 俊夫

東京海洋大学は、「国立大学法人東京海洋大学における研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用の防止等の体制等に関する規則（平成31年海洋大規第61号）」に基づき、公正研究推進室を設置しています。公正研究推進室は、監査室をはじめとする学内関係部署と連携し、本学における公正な研究を推進するとともに、研究費の不正使用の発生防止及び研究成果の捏造、改ざん及び盗用等研究活動の不正行為を防止するため、「国立大学法人東京海洋大学における公的研究費の使用に関する教職員等行動規範（令和元年10月1日公正研究推進室決定）」と「国立大学法人東京海洋大学における研究者の行動規範（令和元年10月1日公正研究推進室決定）」を策定し、「国立大学法人東京海洋大学 不正防止計画」に基づき、研究不正の防止に努めてきました。

この度、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月改正 文部科学大臣決定）の改正を受けて、ガバナンスの強化、意識改革、不正防止システム強化のために、

- ① 国立大学法人東京海洋大学における研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用の防止等の体制等に関する規則
- ② 国立大学法人東京海洋大学における公的研究費の不正使用の防止及び対応等に関する規則
- ③ 国立大学法人東京海洋大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応等に関する規則
- ④ 国立大学法人東京海洋大学 不正防止計画

の規則等を改正・施行（令和4年3月1日）するとともに、公正研究推進室決定の

- ⑤ 国立大学法人東京海洋大学における公的研究費の使用に関する教職員等行動規範
- ⑥ 国立大学法人東京海洋大学における研究者の行動規範

を廃止し、新たに学長裁定として規定し直しました。

また、本学における業務の有効性・効率性の向上、法令等の遵守の促進、資産の保全並びに財務報告等の信頼性確保のために、「国立大学法人東京海洋大学業務方法書」（平成16年5月24日文部科学大臣認可）で定める内部統制システムについて、推進のための体制及びその体制に基づくモニタリングの実施に関して必要な事項をより明確化するため、「国立大学法人東京海洋大学内部統制規則」として新しく制定し、令和4年4月1日から施行致します。

今後、上記体制の下での研究活動と監査体制の強化に取り組むとともに、以下の行動規範の周知徹底によって研究に携わる教職員の意識改革を促進し、本学から研究費不正を根絶させることを誓います。

「国立大学法人東京海洋大学における公的研究費の使用に関する教職員等行動規範」

- 1 公的研究費の使用にあたっては、法令や関係規則を遵守する。
- 2 公的研究費は、国民の税金やその他各方面からの支援であることを認識し、適正に使用する。
- 3 研究者が獲得した資金であっても、大学が管理する公的研究費であることを認識し、関係規則に従い使用する。
- 4 公的研究費の使用にあたり、相互理解及び連携により、業務を遂行する。
- 5 制度ごとのルールを確認し、次年度に繰り越しできるものなどについては、適正に対応する。
- 6 公的研究費の不正使用、研究活動における不正行為に対しては、相応のペナルティーがあることを認識する。
- 7 取引業者との関係において、国民の不信を招かないように行動する。

※ 公的研究費とは、運営費交付金、奨学寄附金、補助金、委託費等を財源として本学の研究活動において扱うすべての経費をいう。